

# 第19回 中山台地区教育環境適正化検討委員会

令和6年(2024年)7月11日(木)10:00～

中山台コミュニティセンター 多目的ホール

## 1 開会

## 2 委員紹介と座長・副座長の選任

## 3 前回までの会議の振り返り（事務局）

## 4 議題

(1)小中一貫教育の検討を行う委員会構成員について

(2)中山台地区における小中一貫教育について

## 5 その他

## 6 閉会

### <配布資料>

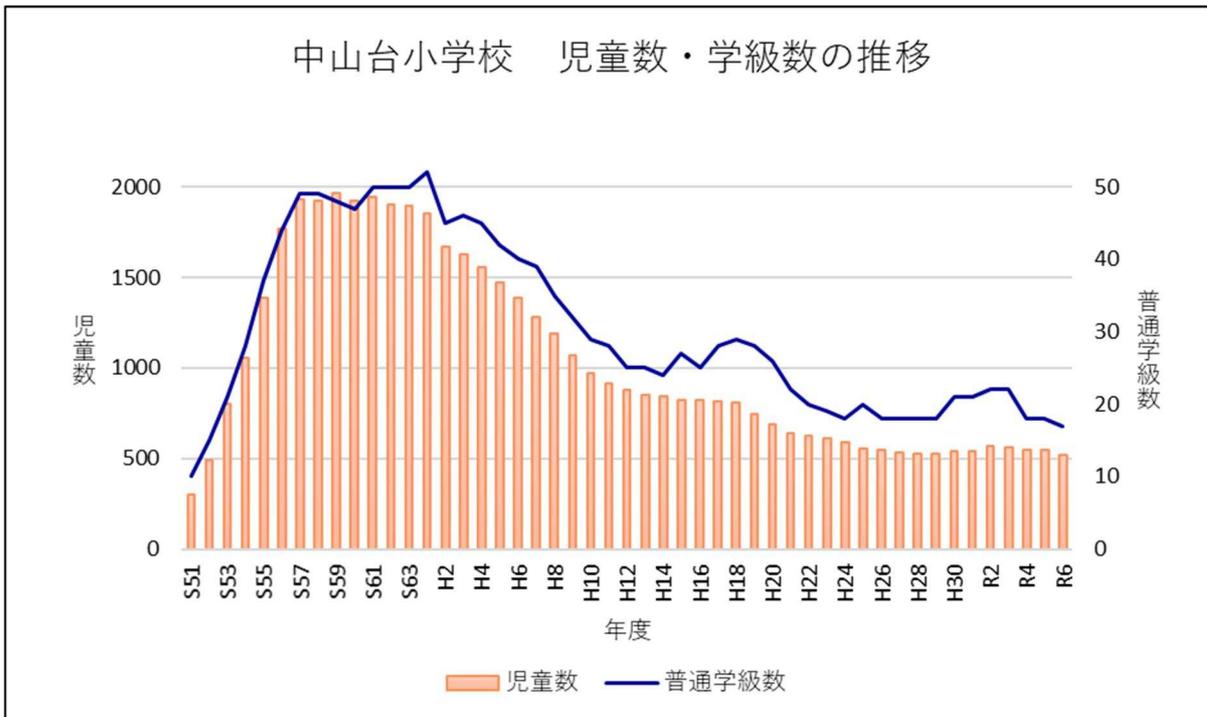
資料1 委員名簿（令和6年度）

資料2 中山台地区における小中一貫教育について

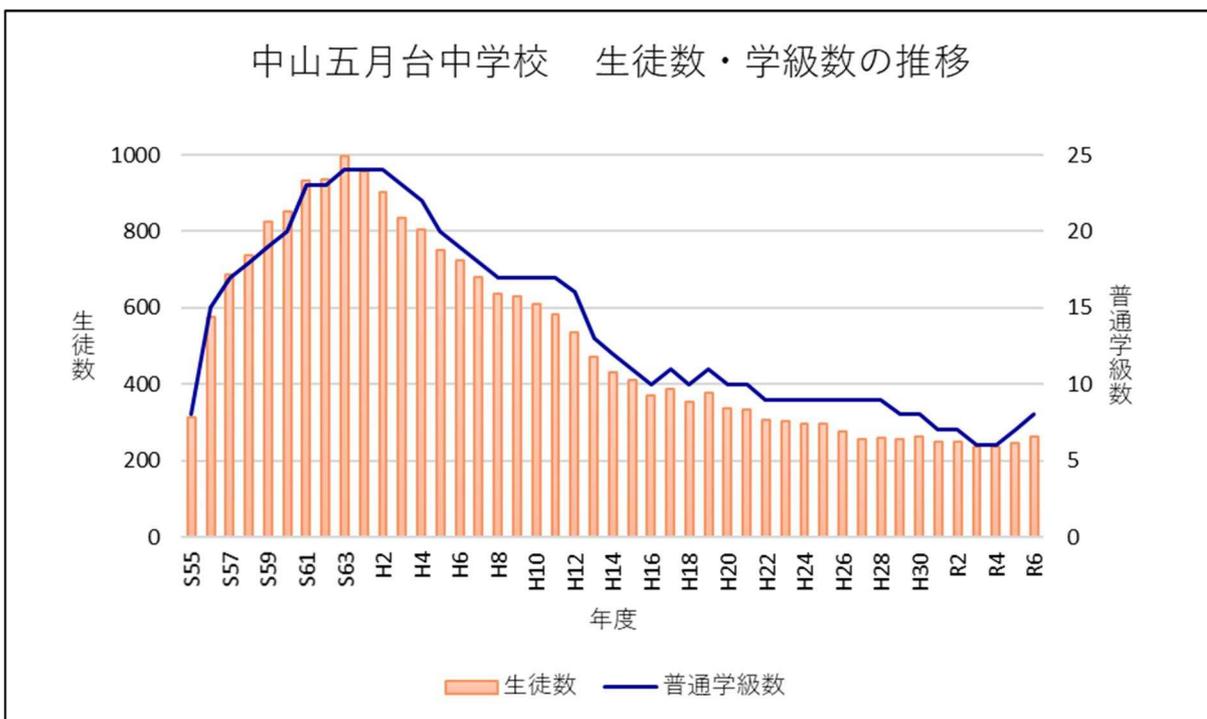
中山台地区における小中一貫教育について

宝塚市教育委員会

I 中山台小学校・中山五月台中学校の児童生徒数、学級数の推移（基準日：各年5月1日）



※R3 以前は中山桜台小学校と中山五月台小学校の合算値

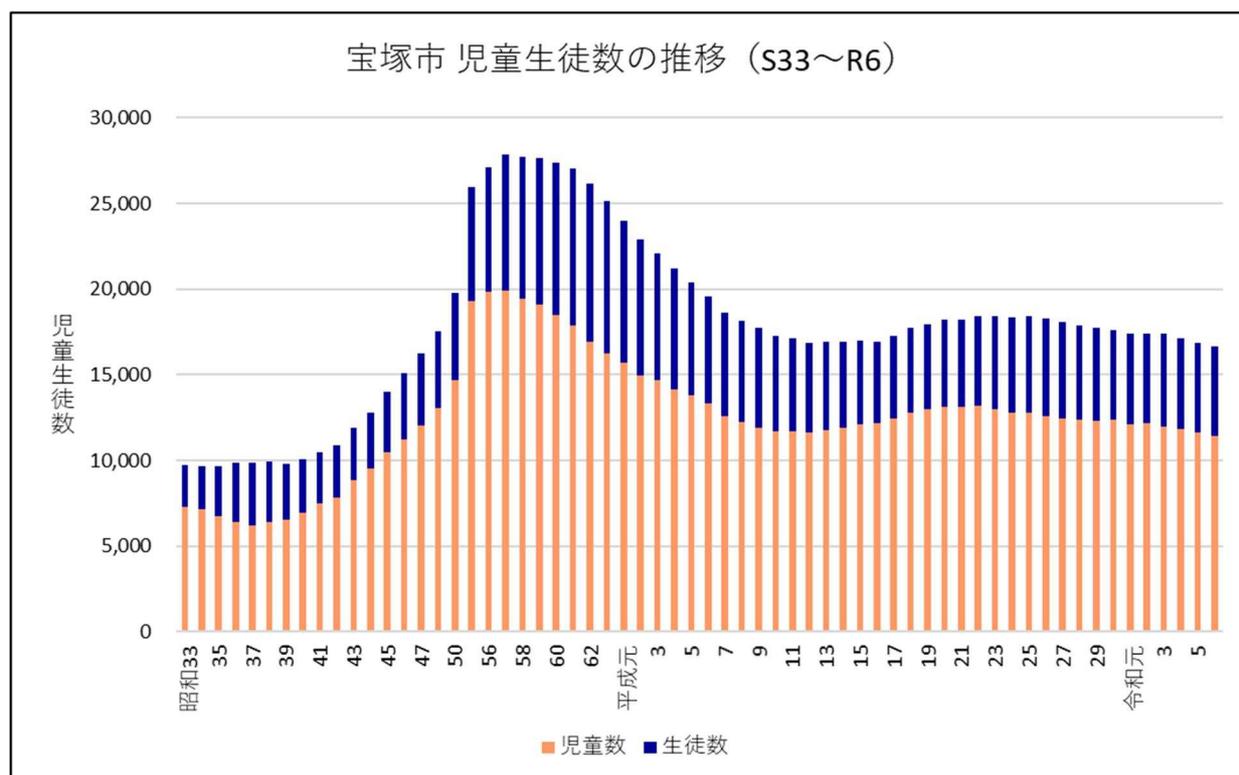


## 2 住民基本台帳による人口（中山台小学校区、中山五月台中学校区）

（基準日：令和6年5月1日）

住所	就学前							小学校							中学校				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	1年生	2年生	3年生	小計	
								6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児		12歳児	13歳児	14歳児		
中筋山手7丁目	6	7	11	16	12	24	76	19	23	27	27	39	26	161	35	38	17	90	327
中山台1丁目	8	6	7	6	6	6	39	3	5	8	5	8	6	35	1	4	3	8	82
中山台2丁目	3	5	3	3	2	9	25	4	7	5	9	8	5	38	8	9	5	22	85
中山桜台1丁目	1	0	2	2	0	4	9	1	1	2	0	1	2	7	2	2	3	7	23
中山桜台2丁目	5	2	4	11	4	3	29	5	6	5	5	4	3	28	8	5	7	20	77
中山桜台3丁目	0	2	0	6	1	1	10	3	3	2	4	2	0	14	2	0	2	4	28
中山桜台4丁目	1	3	1	6	3	4	18	8	1	6	2	5	5	27	3	4	5	12	57
中山桜台5丁目	1	3	3	1	1	1	10	1	2	0	3	4	5	15	2	4	4	10	35
中山桜台6丁目	5	8	7	8	5	10	43	10	4	7	9	11	12	53	10	14	14	38	134
中山桜台7丁目	0	0	1	1	1	0	3	1	0	1	0	3	3	8	1	0	2	3	14
中山五月台1丁目	2	0	3	1	2	2	10	1	2	0	2	0	2	7	1	3	3	7	24
中山五月台2丁目	2	1	5	5	2	1	16	6	3	4	2	1	5	21	1	3	1	5	42
中山五月台3丁目	4	6	3	2	5	8	28	4	10	4	4	4	5	31	11	2	4	17	76
中山五月台4丁目	2	2	2	6	5	6	23	1	4	4	2	8	3	22	4	3	6	13	58
中山五月台5丁目	0	5	5	5	3	8	26	2	3	2	4	2	6	19	2	2	4	8	53
中山五月台6丁目	0	0	3	3	2	2	10	4	2	3	0	6	5	20	10	5	6	21	51
中山五月台7丁目	3	3	3	8	0	7	24	3	10	5	5	10	7	40	5	6	4	15	79
人数	43	53	63	90	54	96	399	76	86	85	83	116	100	546	106	104	90	300	1245

## 3 宝塚市 児童生徒数の推移（基準日：各年5月1日）



#### 4 本市における教育改革

##### (1) 小中学校間の通学区域の整合

中学校区を中心とした小学校区の見直し

→中山台地区では小中学校間の通学区域の整合が取れている。

##### (2) 9年間を見通した義務教育の推進

小学校(6年間)から中学校(3年間)に渡った9年間を見通した学校教育(義務教育)を推進する。

#### 5 小中一貫教育制度の3類型と施設形態(詳細は参考資料①参照)

##### (1) 3類型

ア 義務教育学校

イ 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校

ウ 中学校連携型小学校、小学校連携型中学校

##### (2) 施設形態

ア 施設一体型

イ 施設隣接型

ウ 施設分離型 ← 中山台地区

#### 6 小中一貫教育の効果・課題

##### (1) 効果

ア 小中ギャップの緩和

イ 不登校出現率の減少

ウ 学力の向上

エ 教職員の児童生徒理解や指導方法の改善意欲の高まり

オ 異年齢とのコミュニケーションが増える(あこがれ、思いやりが育まれる)

カ 自己肯定感・自尊感情の高揚

##### (2) 課題

ア 教職員の多忙感・負担感の軽減

イ 教職員の施設間移動

ウ 教職員の相互乗り入れ授業に係る免許・コマ数

エ 中学校舎に移る学年の決定(4-5制、5-4制など)

オ 全学年合同行事の実施形態

カ 施設分離型→施設一体型への移行

#### 7 今後の進め方

・小中学校と教育委員会で実施計画を作成し、適正化検討委員会に意見を伺う。

(参考資料①)

小中一貫教育制度の3類型と施設形態

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		